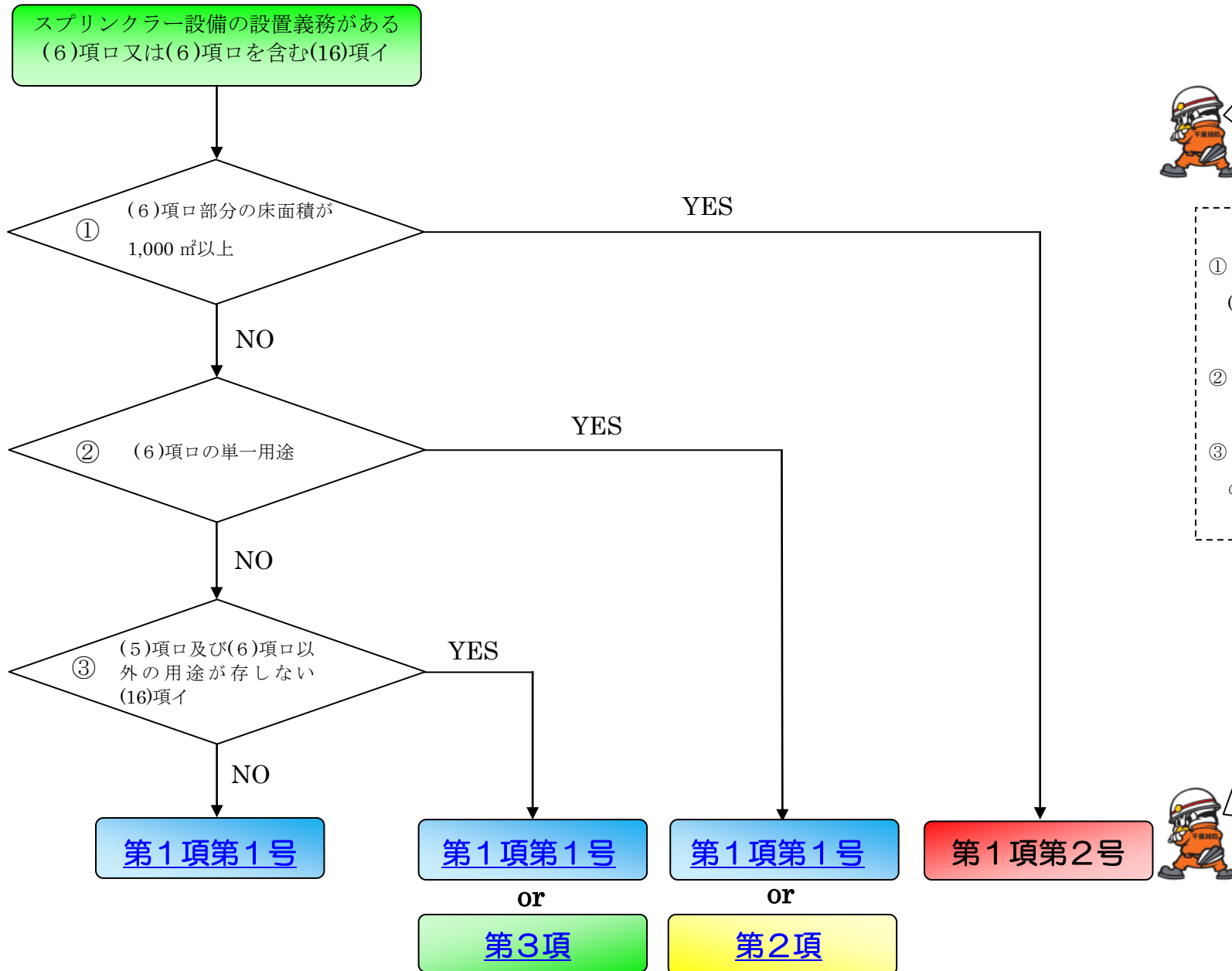


「消防法施行規則第12条の2」適用規定の判定フローチャート



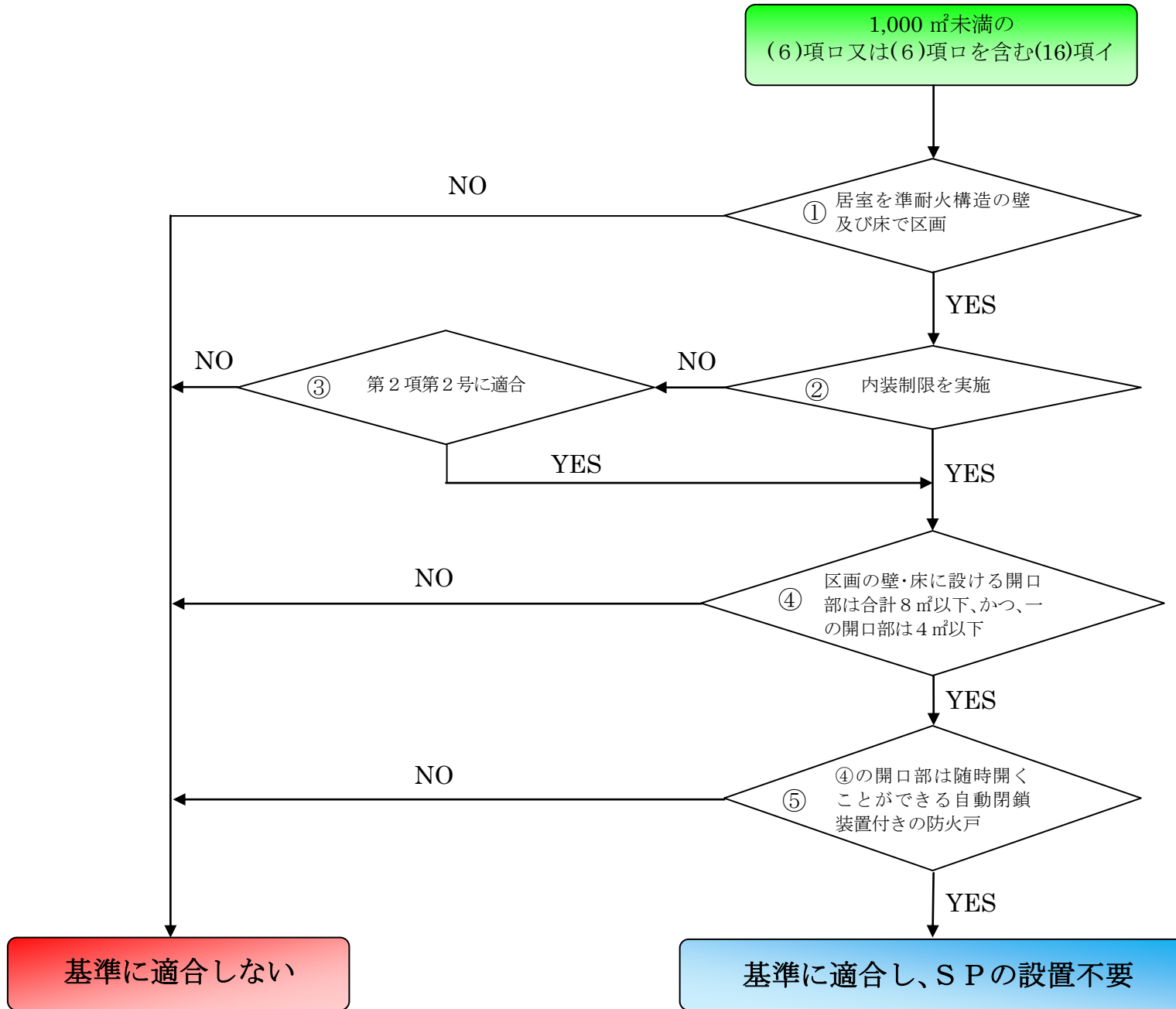
「スプリンクラー設備を設置することを要しない構造」への適合を検討する際、どの規定を適用できるかを判定するフローチャートです。

- ① (6)項口を含む(16)項イにあつては、(6)ロ部分のみの床面積をいう。
- ② (6)項口を含む(16)項イは該当しない。
- ③ 共同住宅の一部に(6)項口が存するものの。



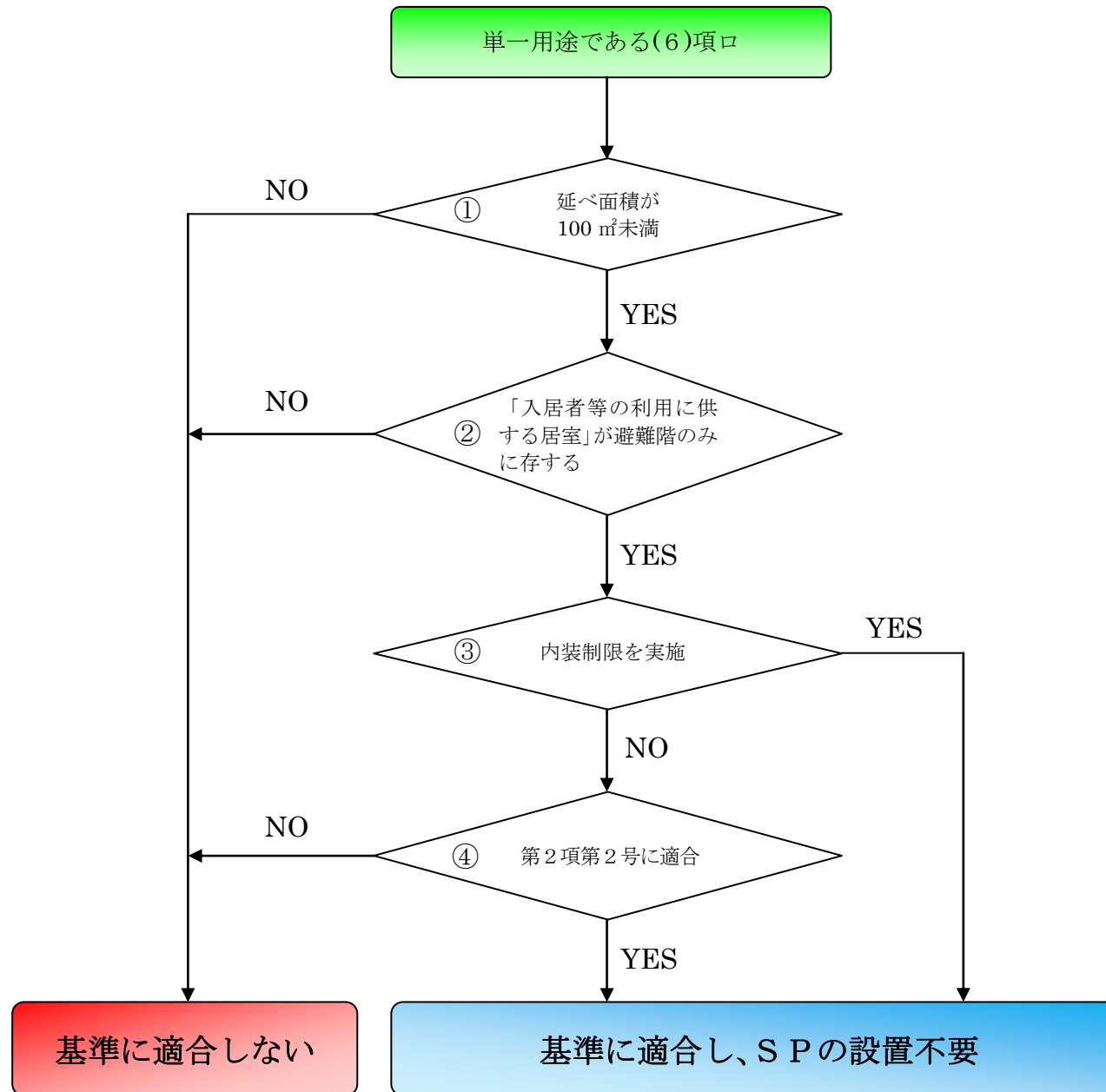
各規定に適合するかどうかの判定は、該当規定欄を[クリック](#)してください。
なお、「第1項第2号」の規定は1,000㎡以上にのみ適用することができる従来の規定であるため、今回はご紹介を省略させていただきます。

「第1項第1号」適合判定フローチャート



- ① 入居者等の利用に供する居室だけではなく、全ての居室を区画する必要があること。
なお、当該区画は 100 m²以下、かつ、区画内の居室は3室以下であること。
- ② 地上に通ずる主たる廊下その他の通路は準不燃材料、その他の部分は難燃材料とすること。
- ③ 第2項第2号の詳細については、[第2項第2号の規定](#)を参照のこと。
- ⑤ 廊下と階段とを区画する部分以外の開口部には防火シャッターは設けることができないこと。
また、消防法施行規則第12条の2第1項第1号ニ(イ)、(ロ)の構造を満たすものでも可であること。

「第2項」適合判定フローチャート

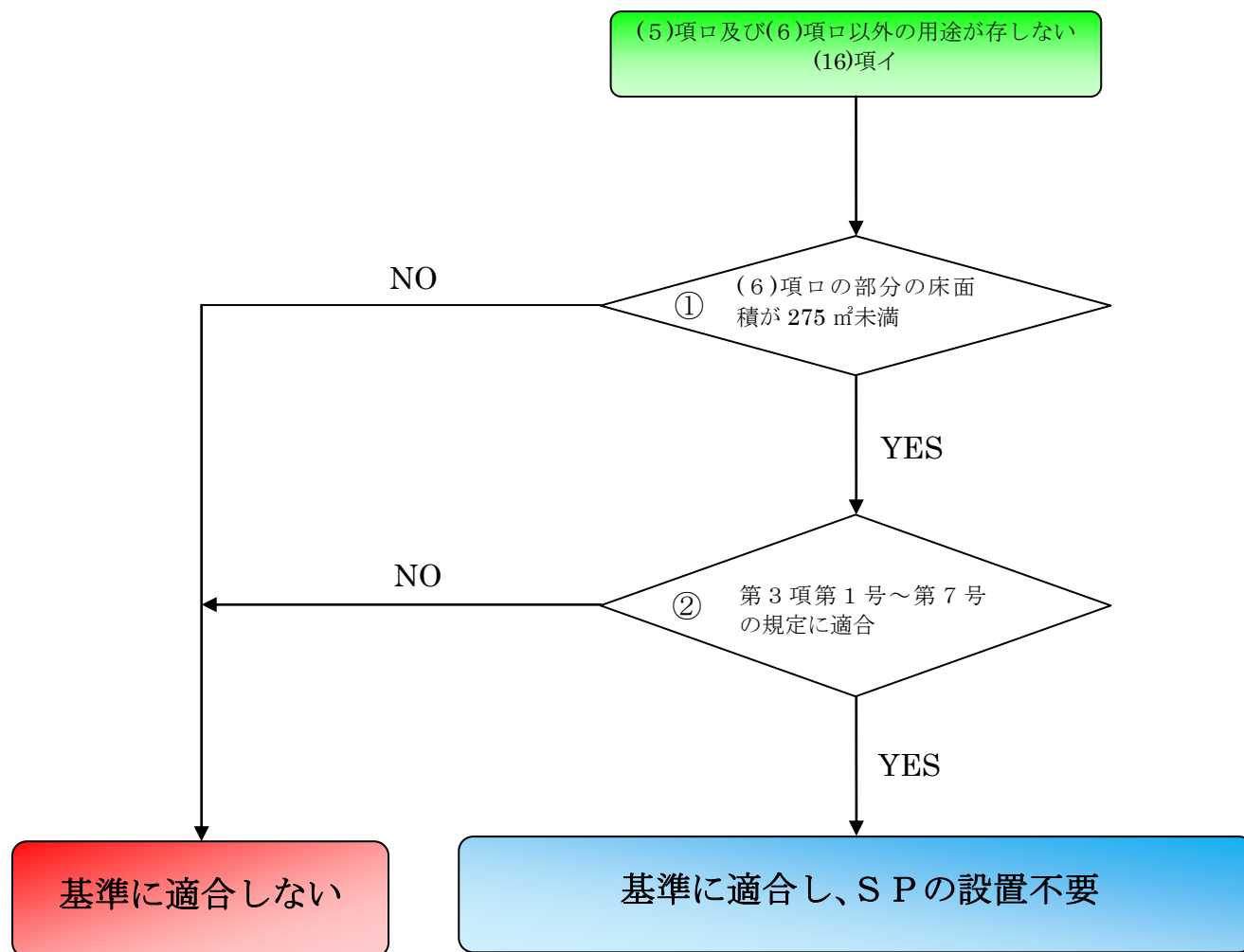


② 「入居者等の利用に供する居室」とは、もっぱら職員が使用するための居室以外の居室をいう。

③ 地上に通ずる主たる廊下その他の通路は準不燃材料、その他の部分は難燃材料とすること。

④ 第2項第2号の詳細については、[第2項第2号の規定](#)を参照のこと。

「第3項」 適合判定フローチャート

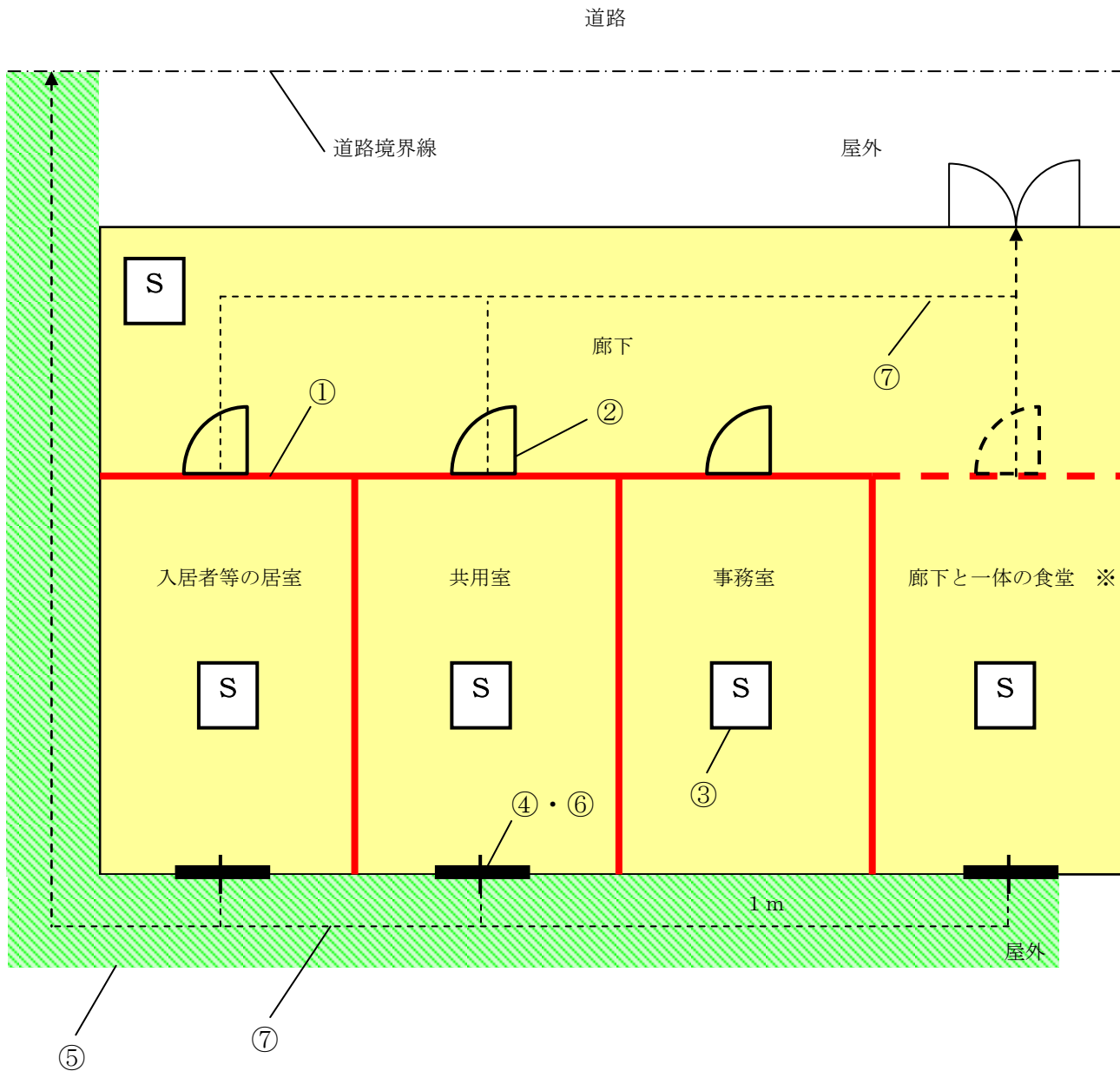


② 第3項各号の規定については、[第3項各号の規定](#)を参照のこと。

「第2項第2号」の規定

[「第1項第1号」適合判定フローチャートに戻る](#)

[「第2項」適合判定フローチャートに戻る](#)



次の①から⑦及び★に適合するものであること。

- ① 全ての居室を壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては屋根）で区画する。
（第2項第2号本文関係）
- ② ①の区画の出入口には、随時開くことができる自動閉鎖装置付きの戸を設ける。
（第2項第2号本文関係）
- ③ 煙感知器を設けられない場所を除き、煙感知器を設けること。
（第2項第2号イ）
- ④ 「入居者等の利用に供する居室」に、関係者が屋内及び屋外から容易に開放することができる開口部を設けること。
（第2項第2号ロ関係）
- ⑤ ④の開口部は、道又は道に通じる幅員1 m以上の通路その他の空地に面したものであること。
（第2項第2号ハ関係）
- ⑥ ④の開口部は、その幅、高さ及び下端の床面からの高さその他の形状が、入居者等が内部から容易に避難することを妨げるものではないものであること。
（第2項第2号ニ関係）
- ⑦ 入居者等の利用に供する居室から2以上の異なった避難経路を確保していること。
（第2項第2号ホ関係）

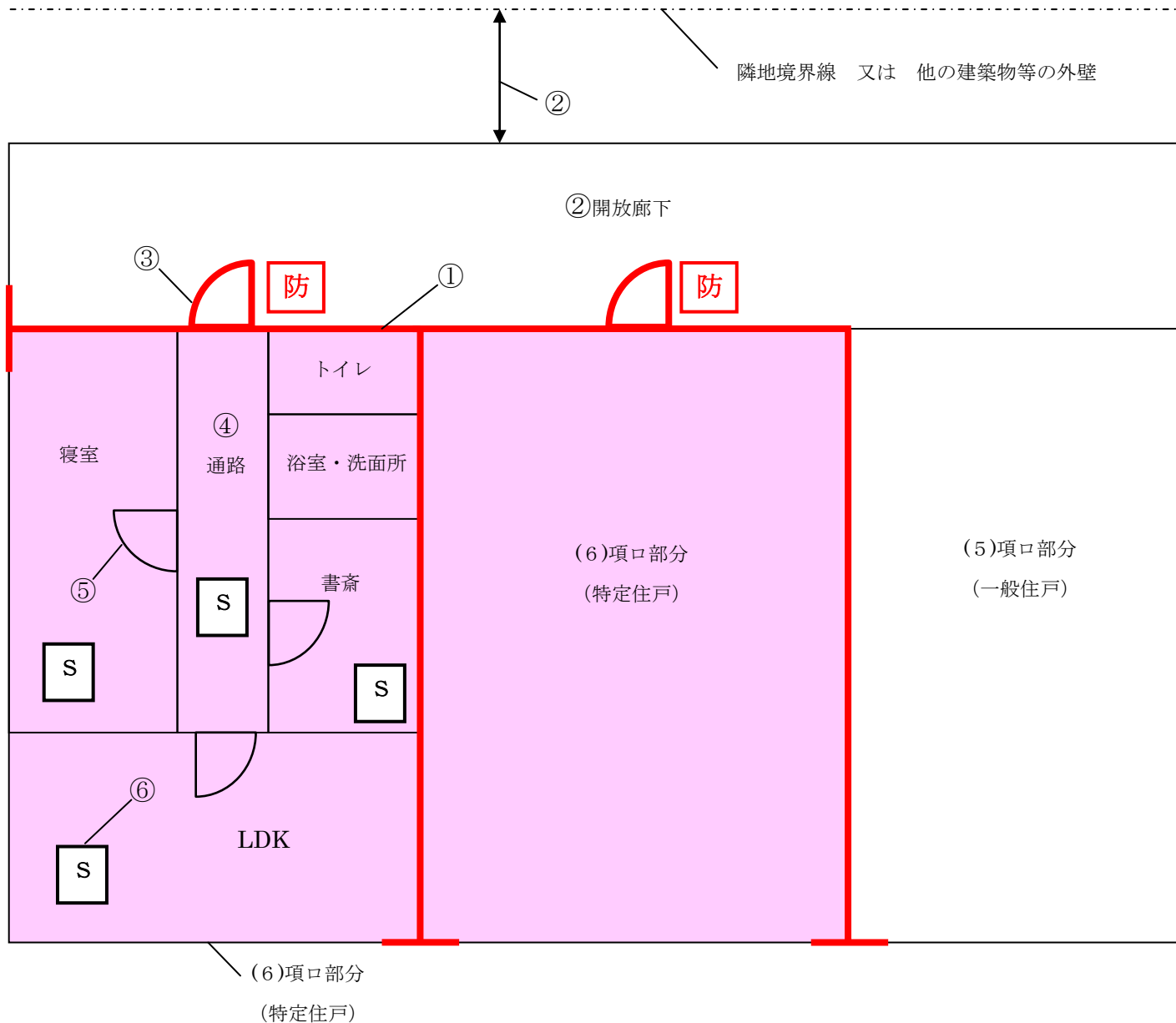
★ ①から⑦に適合するほか、避難告示に算定される「避難に要する時間」が、「火災発生時に確保すべき避難時間」を超えないものであること。

⇒「避難に要する時間」の算定方法は、

[避難告示の規定による算定方法](#)を参照のこと。

※ 廊下が食堂以外の「入居者等の利用に供する居室」からの避難経路となっているため、廊下と食堂を区画することが望ましい。

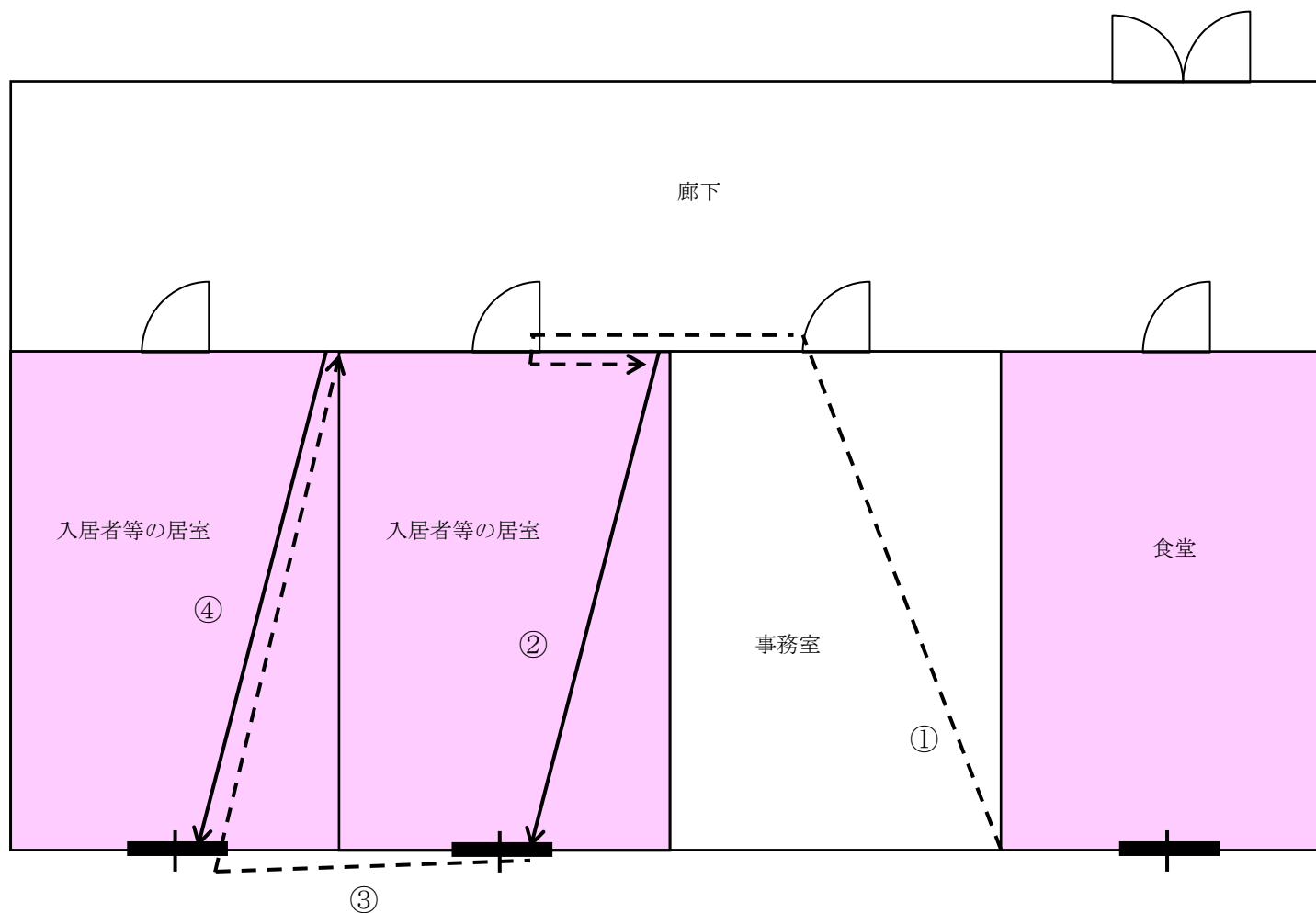
第3項各号の規定



次の①から⑥及び★に適合するものであること。

- ① (6)項口の用途に供する各住戸（以下「特定住戸」という。）を準耐火構造の壁及び床で区画する。
なお、各特定住戸の床面積は100㎡未満であること。
(第3項第1号・7号)
 - ② 特定住戸の主たる出入口は、「特定共同住宅等の構造類型を定める件（平成17年消防庁告示第3号）」第4(4)に規定する開放廊下等に面していること。
(第3項第2号)
 - ③ ②の出入口は、随時開くことができる自動閉鎖装置付きの防火戸とすること。
(規則第12条の2第1項第1号ニ(イ)、(ロ)の構造を満たすものでも可。)
(第3項第3号)
 - ④ 規則第12条の2第3項第5号に規定する通路は、居室を通過しないものであること。
※当該通路にキッチンが設けられている場合は不可。
(第3項第5号、避難告示第4第1号)
 - ⑤ ④の通路に面する各居室の開口部は、不燃材料で造られた、随時開くことができる自動閉鎖装置付きの戸を設けたものであること。
(第3項第5号、避難告示第4第2号)
 - ⑥ 居室及び通路には煙感知器を設けること。
(第3項第6号関係)
- ★ ④の通路は準不燃材料で、その他の部分は難燃材料で内装を仕上げること。

避難告示の規定による算定方法



- 凡例
- ⋯➤ 介助者の移動距離
①、③
 - ➔ 入居者等を介助して避難する移動距離
②、④

・ 介助者の移動距離にあつては、介助者が最も滞在時間が長い居室の最遠の部分の起点とし、起点からの経路は最短経路とすること。

なお、入居者を屋外まで介助して避難させた後、他の入居者等の居室※へ至る経路のうち、屋外を移動する距離についても含むものであること。

※「入居者等の居室」とは、通常入居者等が存する居室のことであり、食堂等の共用室は含まれない。

・ 入居者等を介助して避難する移動距離にあつては、居室からの避難経路となる避難口から最遠の部分の起点とし、起点からの経路は最短経路とすること。